

福岡県内の公立小学校における ハンセン病の授業に関する事案(概要)

令和2年12月22日

文部科学省

福岡県内の公立小学校におけるハンセン病の授業に関する事案（概要）

経緯

【平成25年】

- 11月 福岡県内の公立小学校6年生の1学級児童12人に対し、社会科において「ハンセン病に対する差別について考える」という内容で、ティームティーチング（T1:人権教育担当教諭 T2:学級担任）の形態で授業を実施
- ・使用した教材は、人権教育担当教諭が自ら作成したもの。授業の冒頭で過去に「風邪といっしょで、菌によってうつる」「手足の指とか身体が少しずつとけていく」という誤った認識に基づき患者が差別された経緯を紹介。
- 12月 学級担任が児童に感想文を書かせ、人権教育担当教諭等に見せることなく、国立療養所菊池恵楓園入所者自治会（以下「自治会」という）に送付
- ・送付された感想文の中には「今は完全に治すことができる」「差別はいけない」などの記述がある一方、「（もし友達がかかったら、）私ははなれておきます。理由は、ハンセン病は怖いからです」「骨がとけ、けずれていく病気」などの内容が含まれていた。
- 12月 自治会長から学級担任に対し、感想文の内容に非常に驚いていることと授業内容を問う旨の返信
- ・学級担任は返事を求められている認識がなかったため返信しなかった。

【平成26年】

- 4月 自治会長から県教育長宛てに感想文を同封した文書を送付
- ・即日、文書を受け取った県教育委員会担当課の職員が菊池恵楓園を訪問し、謝罪及び状況把握を行った。
 - ・自治会長からは、児童に誤った認識を持たせたままであること、担任教諭のハンセン病に関する認識が不足していること等について指摘があった。

福岡県内の公立小学校におけるハンセン病の授業に関する事案（概要）

県教育委員会等の対応

【平成26年】

- 4月 県教育委員会から市教育委員会に対し本案件の詳細な調査を依頼
県教育委員会の指導主事が再度自治会を訪問し教職員用学習資料を作成するため協力をお願いしたい旨を依頼
- 5月 当該市教育長等から当該学校長、人権教育担当教諭、学級担任への事情聴取及び指導
- 6月 当該市教育長、学校長、人権教育担当教諭、学級担任が菊池恵楓園を訪問し謝罪
・市内の学校の管理職や教員への指導、当該授業を受けた児童への再指導を行う旨伝えた。
- 6～7月 県教育委員会主催の人権教育研修会において講義を実施
・教職員のハンセン病に関する知的理解の不足、指導力の不足、学校の推進体制等の課題を提示し、改めて個別的な人権課題についての教職員研修の工夫を行うこと、学校長のリーダーシップのもと組織的・計画的な人権教育の推進を図ること等を要請。
- 9月 県教育委員会が教職員用学習資料「ハンセン病を正しく理解するために」を作成
・学識経験者からの助言をいただくとともに、自治会長のインタビューを収録。
- 10～11月 教職員用学習資料を県内公立学校、市町村教育委員会等に送付するとともに県立校長会等で説明
- 12～3月 当該児童への再指導
・進学先である中学校において、県教育委員会作成の人権教育教材「共に生きるということ」を使用しハンセン病に関する授業(3時間)を実施

福岡県内の公立小学校におけるハンセン病の授業に関する事案（概要）

参考：ハンセン病に関する人権教育に係る福岡県作成の主な資料

○人権教育学習教材集「あおぞら」（平成20年）

- ・小学校用、中学校用、高等学校用の合計20編で構成された写真や動画等を用いたDVD版の教材集。各教材について活用プランや教師用資料等も併せて収録。
- ・ハンセン病患者等については、中学校用教材「共に生きるということ」が作られ、菊池恵楓園入所者自治会の5名の方のインタビュー映像も収録している。

○教職員用学習資料「ハンセン病を正しく理解するために」（平成26年）

- ・ハンセン病に関する基礎知識や教材の内容紹介や、菊池恵楓園入所者自治会長から教員へのメッセージ、ハンセン病に関する法律等を掲載。

○人権教育学習教材集「あおぞら2」（平成30年）

- ・小学校用、中学校用、高等学校用の合計30編で構成された写真、スライドショー、音声、動画等を用いたDVD版の教材集。各教材について活用事例（教材の解説・教材を活用した授業例）や教師用資料等も併せて収録。
- ・ハンセン病患者等については、小学校高学年用の教材「どうして学校にきてはいけないのですか」が作られ、上記教職員用学習資料に掲載された菊池恵楓園入所者自治会長から教員へのメッセージも再掲されている。

○ハンセン病に関するパンフレット「ハンセン病を正しく理解しよう」

- ・県保健医療介護部において小学生向け、高校生向け、一般向けの3種類を作成し、毎年各学校に送付（中学生は厚生労働省作成のパンフレットを活用）。発達段階等に応じて、構成や記載している内容が異なっている。

ハンセン病を正しく理解するために



ハンセン病に関する教職員用学習資料作成にあたって

ハンセン病に対する正しい理解は、いまだ十分とは言えない状況にあります。ハンセン病患者・回復者やその家族が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。この解決に向けて国や県は、啓発資料の作成・配布等による啓発活動を推進しており、学校教育においても啓発資料の適切な活用を図る必要があります。

そこで、教職員自身がハンセン病を正しく理解するためのきっかけとなるよう、このリーフレットを作成しました。



平成26年11月
福岡県教育委員会

ハンセン病 Q & A

Q ハンセン病とはどんな病気ですか？

A ハンセン病は、1873年（明治6年）、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」の感染によって、手足などの神経（末梢神経）が麻痺したり、皮膚にさまざまな病的な変化が起こったりする病気です。早期に適切な治療を行わないと、手足などの神経（末梢神経）に障害が起き、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあります。また、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。

Q ハンセン病は感染するのですか？

A 「らい菌」の感染力は非常に弱く、感染しても発病する人はほとんどいません。これまでにハンセン病の療養所の医師や看護師などの職員に、ハンセン病になった人はいません。そのことがいかに発病しにくいかを証明しています。

Q ハンセン病は治るのですか？

A よく効く薬があって完全に治ります。また、薬を飲むと数日で感染力を失い、早期に治療すれば後遺症も残りません。今、療養所で生活している人のほとんどはもう治っています。治療が遅れたために後遺症が残っている人もいます。これらの人たちの中には、身体に障害が残っている場合もありますが、ハンセン病患者ではありません。

Q ハンセン病患者はどうして差別されたのですか？

A ハンセン病が恐れられ、その患者が差別されたのは、次のような理由がありました。

- 「らい予防法」という法律で強制的に療養所の中に一生隔離されたり、家が消毒されたりして、感染力が強い病気、怖い病気という誤った考えが広まった。
- 有効な治療薬「プロミン」が開発されるまでは、不治の病気と思われていた。
- 病気が進行すると顔や手足などに後遺症が残った。
- 以前は同じ家族内で発病することが多かったので、遺伝病と考えられていた。

*ハンセン病は、感染力が強い、怖い病気でも、不治の病でも遺伝病でもありません。



解決に向けてどのような取組がなされたのですか？



2001年（平成13年）5月、ハンセン病国家賠償訴訟の判決が熊本地裁であり、原告（ハンセン病療養所入所者）が勝訴、政府は控訴しませんでした。これをきっかけに6月には、国会で「ハンセン病問題に関する決議」が採択され、新たに補償を行う法律もできました。国はハンセン病療養所入所者・退所者のみなさんに謝罪をし、2002年（平成14年）4月には、**療養所を退所する人の社会復帰への援助**として「退所者給与金事業」を開始しました。

2008年（平成20年）6月には「ハンセン病問題解決の促進に関する法律」が制定され、療養所の土地、建物等を地域に開放できるようになり、2012年（平成24年）には、菊池恵楓園と多磨全生園に保育園が開設されました。また、**啓発活動を積極的に行う**など、名誉回復のための対策を進めています。



ハンセン病問題から学ぶべきことは何でしょうか？



ハンセン病問題を人権問題として捉えることが重要です。

ハンセン病を正しく理解するとともに、偏見や差別をなくすため、また、人権が尊重される社会を実現するにはどうすればいいか、そして自分たちに何ができるのかを考えることです。自分たちが変われば社会も変わるのです。

ハンセン病に対して偏見を持ち、入所者や回復者、その家族を差別しているのはどんな人たちだと思いますか。実は、普通の人たちなのです。私たちは気の毒な人たちがいたとすると同情します。ところが、気の毒だと思っていた人たちや自分より弱いと思っていた人たちが権利を主張したりなどすると、とたんに彼らを拒絶し、いじめたり、差別したりすることが多くあります。今の社会の中にも、ハンセン病に限らず、人種や年齢、障害の有無や性別、家柄などによる偏見や差別があります。そうした**偏見や差別を解決していくためには、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが大切です。**また、ハンセン病患者・家族の人たちが偏見や差別と闘った長い歴史から学ぶことは、私たちに勇気と人間の素晴らしさを教えてくれるでしょう。



解決に向けて私たち教職員がなすべきことは？



私たち教職員が、子どもたちとハンセン病問題の解決に向けて、共に考えることです。

ハンセン病患者やその家族たちは、長い間、多くの偏見と差別に苦しんできました。病気への誤解や人権侵害の実態が明らかにされ、ようやく正しい情報が伝えられるようになっていきます。**ハンセン病に対する偏見と差別をなくすためには、まずハンセン病を正しく理解することが必要です。**

私たちがこうした現実を知らなかったのは、国が国民に実態を知らせなかっただけでなく、私たちの無関心さも大きな原因なのではないでしょうか。子どもたちにハンセン病問題の現実を伝え、今なお偏見や差別に苦しんでいる入所者や回復者たちが置かれている現実を目を向けてほしいと思います。さらに、ハンセン病問題の解決をめざして、私たちに何ができるかを子どもたちと共に考えてほしいと思います。

ハンセン病に関するできごと

1873年 (明治6年)	ノルウエーのハンセンがらい菌を発見。
1907年 (明治40年)	「癩予防ニ関スル件」制定。 放浪患者を隔離。
1931年 (昭和6年)	「癩予防法」制定。隔離の対象となる患者の範囲が広まった。
1943年 (昭和18年)	米国で開発された特効薬「プロミン」の効果が発表される。
1947年 (昭和22年)	国内で治療薬「プロミン」の使用開始。
1953年 (昭和28年)	「らい予防法」制定。
1954年 (昭和29年)	らい予防法による患者家族への生活保護開始。
1960年 (昭和35年)	WHO(世界保健機構)が外来治療(在宅治療)を勧告する。
1996年 (平成8年)	「らい予防法」廃止。
2001年 (平成13年)	「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で、熊本地裁は原告勝訴の判決。国は控訴せず。内閣総理大臣談話発表。 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定。
2002年 (平成14年)	国立ハンセン病療養所等退所者給与金及び死没者改葬費の制度創設。
2005年 (平成17年)	国立ハンセン病療養所等非入所者給与金事業開始。
2006年 (平成18年)	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律成立。
2008年 (平成20年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定。

ハンセン病回復者が受けた苦しみ

親や兄弟姉妹と一緒に
暮らすことができない・・・。

実名を名乗ることができない・・・。

結婚しても子どもを
産むことが許されない・・・。

一生療養所から出て
暮らすことができない・・・。

死んでもふるさとの墓に
埋葬してもらえない・・・。

こうした生活を
ハンセン病回復者のみなさんは
長い間強いられてきました・・・。

あなたは想像できますか？

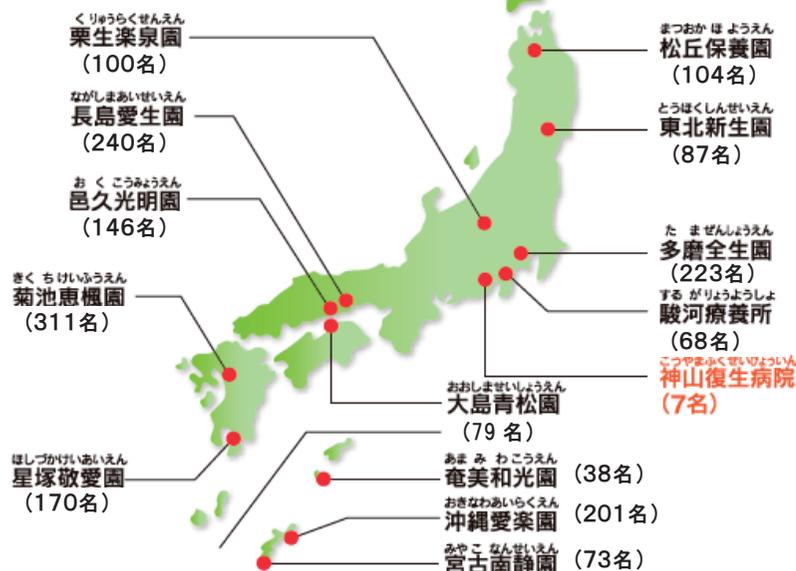
全国ハンセン病療養所(14カ所)

* ()内は平成26年5月1日現在の入所者数

* 神山復生病院は私立、その他は国立です。

平成26年5月1日現在、全国で1,847名の方が、
ハンセン病の療養所で生活をしています。

入所されている方の平均年齢は、
約84歳と高齢になっています。



ハンセン病に関するウェブサイト

- 厚生労働省
(ハンセン病に関する情報ページ)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html>
- 法務省「ハンセン病への偏見をなくしましょう」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinke_n80.html
- 国立ハンセン病療養所
(各療養所にリンクしています)
http://www.1.mhlw.go.jp/link/link_hosp_12/hosplst/nc.html
- 国立感染症研究所感染症情報センター「ハンセン病」
<http://idsc.nih.go.jp/disease/leprosy/index.html>
- 国立ハンセン病資料館
<http://www.hansen-dis.jp>
- 日弁連法務研究財団(ハンセン病事実検証調査事業)
http://www.jlf.or.jp/work/hansen_kaiji.shtml

児童生徒向けの資料や教材を活用しましょう

ハンセン病についての学習に際しては、国・県が作成している資料や人権教育学習教材集「あおぞら」を使って、ハンセン病についての理解を深めることが重要です。

啓発資料については、小学生と高校生向けを福岡県が、中学生向けを厚生労働省が作成しています。ぜひ、活用してください。



【資料の概要】
 ○ハンセン病Q & A
 ○ハンセン病の歴史
 ○ハンセン病回復者が受けた苦しみ
 ○わたしたちにできること

ハンセン病を正しく理解できるように、Q & Aで学ぶ内容構成になっています。

【配布について】
 毎年3月下旬に県の保健医療介護部健康増進課から市町村教育委員会を通じて、各校へ新5年生分を配布しています。



【資料の概要】
 ○ハンセン病の歴史
 ○ハンセン病と人権
 ○ハンセン病問題から学ぶべきこと
 ○ハンセン病回復者からのメッセージ

ハンセン病問題を通して、すべての差別や偏見をなくすためにできることを考える内容構成になっています。

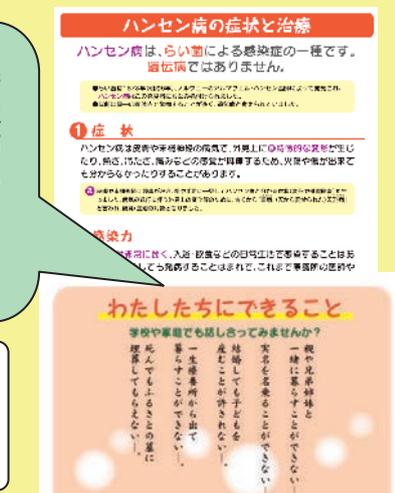
【配布について】
 毎年3学期中に厚生労働省から各校へ直接、教師用手引きとともに1年生分を配布しています。



【資料の概要】
 ○ハンセン病の症状と治療
 ○ハンセン病に関するできごと
 ○隔離政策について
 ○ハンセン病回復者の手記

ハンセン病患者・回復者が受けた苦しみに共感し、根強く残る差別や偏見をなくすためにできることを考える内容構成になっています。

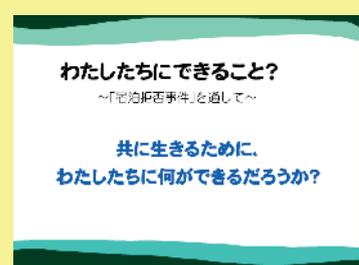
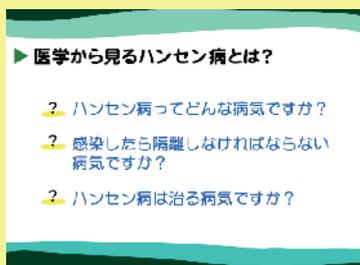
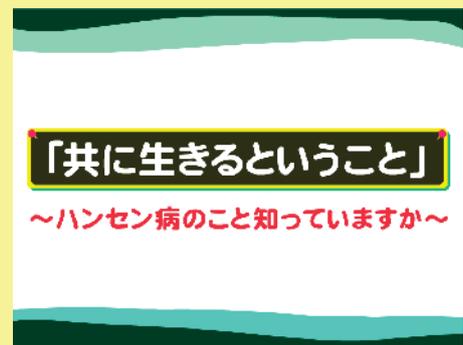
【配布について】
 毎年3月下旬に県の保健医療介護部健康増進課から各校へ直接、新1年生分を配布しています。



ハンセン病に関する教材の紹介(『あおぞら』収録)

1 中学校用教材「共に生きるということ」

人権教育学習教材集「あおぞら」の中学校用教材「共に生きるということ」は、生徒がハンセン病について正しく理解するとともに、ハンセン病問題を人権問題として捉え、すべての人が共に生きる社会の在り方について考えることを目指し、「ハンセン病の正しい理解」「人権の視点から考えるハンセン病」「わたしたちにできること」の3つの視点で学習が展開できる構成になっています。



また、生徒にハンセン病問題を過去の事や他人事としてではなく、自分自身の問題に引き寄せ、現在の社会問題として捉えさせるために、写真や動画を取り入れ、ハンセン病に対する偏見・差別の実態やハンセン病患者・回復者の痛みや思いについて、理解を促す内容になっています。

さらに、本教材は3つの視点ごとに1単位時間で活用できるように構成しています。活用にあたっては、授業における活用プラン例を示していますが、あくまでも基本的な一例であり、実施時期や学年及び内容の構成等については、学校や地域の実態、生徒の学習状況等に即し、多様な活用をしましょう。

2 映像資料について

教材「共に生きるということ」には、国立療養所菊池恵楓園入所者自治会の5名の方のインタビュー映像を収録しています。それぞれ発病の状況や歩んでこられた人生は違いますが、映像全体を通して、「強制隔離」の実態やハンセン病に対する偏見・差別の実態とともに、隔離政策による「人生被害」や人権回復の取組への思いを感じとることができます。

インタビューの映像は、生徒の実態や授業のねらい等に応じて選択して活用できるようになっています。また、資料にも映像を収録していますので、授業の内容に応じて活用しましょう。



3 教師用資料の紹介～「活用プラン・資料」～

『あおぞら』の「活用プラン・資料」フォルダには、教職員のハンセン病に対する知的理解を深めるための「教師用資料」を収録しています。ハンセン病患者・回復者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、この教師用資料を活用し、教職員全体での研修会を行うなど、ハンセン病を正しく理解するきっかけとする研修も考えられます。言うまでもなく、掲載している資料はハンセン病問題のすべてを網羅しているわけではなく、授業を実施する際には、さらに各学校で学習を深め、教職員の共通認識を図る必要があります。

「共に生きるということ」教師用資料目次

- | | |
|--|----------------------------------|
| 1 活用にあたって | 4 「Ⅲわたしたちにできること
～宿泊拒否事件を通して～」 |
| 2 「Ⅰハンセン病の正しい理解」 | (1)新聞記事（宿泊拒否事件） |
| (1)ハンセン病の基礎知識－Q&A－ | (2)宿泊拒否事件の概要 |
| (2)ハンセン病について | (3)宿泊拒否事件の経緯 |
| (3)「らい予防法」廃止への道 | (4)宿泊拒否事件についての考察 |
| (4)「らい予防法」違憲国家賠償請求事件判決骨子 | (5)映像3の内容 |
| (5)ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話 | (6)新聞記事「将来を考えるシンポジウム」 |
| (6)ハンセン病関係法律等 | 5 映像等について |
| 3 「Ⅱ人権の視点から考えるハンセン病
～療養所生活と入所者の願いから～」 | (1)映像の内容等について |
| (1)療養所での生活 | (2)インタビューの概要 |
| (2)菊池恵楓園の沿革 | (3)家族の思い |
| (3)療養所での暮らしの中から | (4)資料映像 |

4 人権教育学習教材集「あおぞら」について

人権教育学習教材集「あおぞら」（福岡県教育委員会作成）は、児童生徒の感性に強く訴えるために、写真や動画等を含むDVD版の教材集にしています。教材は、小学校低学年用3編、中学年用3編、高学年用4編、中学校用6編、高等学校用4編の合計20編で構成され、パソコンからプロジェクターをとおしてスクリーンに映し、学習できるようにしています。

前述のようにDVDの中には、教材と「活用プラン」、「教師用資料」等を併せて収録しています。『あおぞら』を活用することによって、児童生徒の人権に関する知的理解を育むとともに、人権感覚を豊かにしていく取組の充実を図ることができます。



■ 収録ファイル構成と概説 ■

	aozora	本編プログラムです。ダブルクリックで起動します。
	活用プラン・資料	各教材の解説や資料、活用プラン等が教材フォルダ別に収録されています。まずは「あおぞら」活用にあたってをお読みください。
	PDF	各教材の主要ページが、印刷に適したPDF形式で教材フォルダ別に収録されています。
	README	テキストファイルです。使用上の注意点が記載されています。

先生方へ

確かな人権感覚をもって子どもたちに正しい認識をもたせてください。そして、差別の連鎖を断ち切ってください。

しむらやすし

志村 康 さん（国立療養所菊池恵楓園入所者自治会長）

「『人権』とは何ですか？」と問われた時に、先生方はどのようにお答えになるでしょうか？一言で言うのは難しいですが、「『人権』とは何か。」ということ常を常に自分自身に問い続けることであらゆる人権問題に関心を持ち、そのことによって人権感覚が磨かれていきます。そして、その結果、人権問題を自分のこととして捉えることができるようになりますと私は考えています。

学校の人権教育でハンセン病を取り上げていただくことは、ありがたいことです。しかし、ハンセン病について子どもたちに教える時には、まず、先生方が正しく理解した上で授業に臨んでいただきたいのです。先生方自身がハンセン病問題をはじめ、あらゆる人権問題について関心をもって、常に人権感覚を磨き続けてください。そして他人事ではなく、自分自身に引き寄せて自分の課題として子どもたちに教えてほしいのです。そうすれば、子どもたちはハンセン病問題も他の人権問題も自分の課題として捉えて、正しい認識をもってくれるはずです。

差別や偏見が根強く残るのは、子どもの身近にいる大人が子どもに偏見や先入観を与えることもあるからです。大人の与えた偏見や先入観によって、子どもは間違った認識をもってしまいます。そのことが次の世代へ差別を残すことになるのです。この差別の連鎖を断ち切るのに、学校教育は大きな役割を担っています。その大きな役割を担う教育に携わっているのだという自覚と誇りを、先生方には失わないでいただきたいのです。先生にしかできないこと、先生だからこそできることがあります。そして、ご自身の言動が子どもたちの人格形成に大きな影響を与えているのだということを、決して忘れないでいただきたいと思います。

志村康さんの略歴

旧制中学2年生の時に、ハンセン病を発症。医師の誤診により、病状が一時悪化。その後大学病院で診断を受け、菊池恵楓園へ入所。1998年(平成10年)「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の菊池恵楓園原告団長。2014年(平成26年)5月、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会の会長に就任。ハンセン病問題の解決に向けて、82歳の今も精力的に活動中。

* 参考資料

- 「ハンセン病の向こう側」(厚生労働省)
- 「ハンセン病を正しく理解しよう」
(福岡県保健医療介護部健康増進課)
- 「福岡県人権教育推進プラン」(福岡県教育委員会)
- 人権教育学習教材集「あおぞら」(福岡県教育委員会)

連絡先

福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課
(福岡市博多区東公園7番7号)
指導班 TEL 092 - 643 - 3917
FAX 092 - 643 - 3919
e-mail : kdowa@pref.fukuoka.lg.jp

ハンセン病を 正しく^り^{かい}理解しよう



小学生
向け

福岡県

ハンセン病 Q &

Q ハンセン病はどんな病気ですか？

A ハンセン病とは、1873年(明治6年)、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」の感染によって起こる病気です。感染し、発病すると、手足などの末梢神経が麻ひし、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあり、皮膚にさまざまな病的な変化が起こったりします。また、治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。

Q ハンセン病はうつるんですか？

A 「らい菌」の感染力は弱く、日常生活でうつる(感染する)ことはありません。感染しても末梢神経の麻ひなどの症状が出る(発病)ことはほぼありません。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

Q ハンセン病は治るのですか？

A よく効く薬があって完全に治ります。
また、薬を飲むと数日で感染力を失い、早期に治療すれば後遺症も残りません。
今、療養所で生活している人のほとんどはもう治っています。

全国ハンセン病療養所 (14カ所)

平成30年5月1日現在、全国で1,338名の方が、ハンセン病の療養所で生活をしています。入所されている方の平均年齢は、約86歳と高齢になっています。

※()内は平成30年5月1日現在の入所者数
※神山復生病院は私立、その他は国立です。



みんなで
正しく
学ぼう!!

Q

ハンセン病患者への差別はどのように生まれたのですか？

A

ハンセン病患者への差別が生まれたのには、次のような理由がありました。

- 「らい予防法」という法律で強制的に療養所の中に一生閉じこめられたり、家が消毒されたりして、感染力が強い病気、怖い病気という誤った考えが広まった。
- 有効な治療薬「プロミン」ができるまでは、治らない病気と思われていた。

ハンセン病の歴史

1873年 (明治6年)	ノルウェーのハンセンがらい菌を発見。	1996年 (平成8年)	「らい予防法」廃止。
1907年 (明治40年)	「癩予防二関スル件」制定。放浪患者を隔離。	2001年 (平成13年)	「ハンセン病療養所入所者等に対する 補償金の支給等に関する法律」制定。 「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で、 熊本地裁は原告勝訴の判決。国は控訴せず。
1931年 (昭和6年)	「癩予防法」制定。 隔離の対象となる患者の範囲が広がった。		
1943年 (昭和18年)	アメリカで開発された特効薬「プロミン」の 効果が発表される。	2002年 (平成14年)	国立ハンセン病療養所等退所者 給与金及び死没者改葬費の制度創設。
1947年 (昭和22年)	国内で特効薬「プロミン」の使用開始。	2005年 (平成17年)	国立ハンセン病療養所等非入所者給与金事業開始。
1953年 (昭和28年)	「らい予防法」制定。	2006年 (平成18年)	ハンセン病療養所入所者等に対する 補償金の支給等に関する法律の一部を 改正する法律成立。
1960年 (昭和35年)	国連の世界保健機構(WHO)が 外来治療(在宅治療)を勧告する。		
		2008年 (平成20年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定。



解決に向けてどのような取り組みがなされたのですか？



2001年(平成13年)5月、ハンセン病国家賠償訴訟の判決が熊本地裁であり、原告(ハンセン病療養所入所者)が勝訴、政府は控訴しませんでした。これをきっかけに6月には、国会で「ハンセン病問題に関する決議」が採択され、新たに補償を行う法律もできました。国はハンセン病療養所入所者・退所者のみなさんに謝罪をし、2002年(平成14年)4月には、療養所を退所する人の**社会復帰への援助**として「退所者給与金事業」を開始しました。

2008年(平成20年)6月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、療養所の土地、建物等を地域に開放できるようになり、2012年(平成24年)には、菊池恵楓園と多磨全生園に保育園が開設されました。

また、**啓発(広く知ってもらう)活動を積極的に行う**など、名誉回復のための対策を進めています。

かい ふく しゃ

ハンセン病回復者が受けた苦しみ

ハンセン病の患者・回復者には、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、社会から隔離される政策が取られてきました。発病すれば、ハンセン病の療養所に入所させられ、社会の偏見の中で、肉親が亡くなっても帰ることができず、死亡後、自分の骨も帰ることができませんでした。

また、結婚の条件として断種（子どもが生まれないようにする手術）や人工妊娠中絶が行われたこともありました。

親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができないー。

実名を名乗ることができないー。

結婚しても子どもを産むことが許されないー。

一生療養所から出て暮らすことができないー。

死んでもふるさとの墓に埋葬してもらえないー。

こうした生活をハンセン病回復者のみなさんは 長い間、強いられてきました。あなたは想像できますか？

あやまった国の政策などによって、長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。

今まで間違えて伝えられてきた病気、そしてその実態が、ようやく正しく伝えられるようになりました。

わたしたちにできること

わたしたちにできることー

それは、ハンセン病について、正しい知識と理解を持つこと。

これが差別や偏見をなくす第一歩なのです。

このリーフレットをきっかけに、一人でも多くの人たちにハンセン病のことを正しく知ってほしいのです。

平成30年5月1日現在、全国で1,338名の方が、ハンセン病の療養所で生活をしています。入所されている方の平均年齢は、約86歳と高齢になっています。



ハンセン病についてのお問い合わせ

ふく おか けん ほ けん い りょう かい こ ぶ かん せん しょう しつ ぺい たい さく か
福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課

ふく おか けん とう ふうきょうかい かん せん しょう しつ ぺい たい さく か ない
福岡県藤楓協会(がん感染症疾病対策課内)

TEL.092-643-3317

FAX.092-643-3331

ウェブサイト

- **厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)**
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html>
- **法務省「ハンセン病への偏見や差別をなくしましょう」**
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken80.html>
- **国立ハンセン病療養所(各療養所にリンクしています)**
http://www1.mhlw.go.jp/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html
- **国立感染症研究所感染症情報センター「ハンセン病」**
<http://idsc.nih.gov/disease/leprosy/index.html>
- **国立ハンセン病資料館**
<http://www.hansen-dis.jp>
- **日弁連法務研究財団(ハンセン病事実検証調査事業)**
http://www.jlf.or.jp/work/hansen_kaigi.shtml

福岡県での取り組み

福岡県では、ハンセン病に関する普及啓発等の事業を実施している福岡県藤楓協会^(注)とともに、里帰り事業や見舞金品の支給、療養所訪問交流等を毎年実施しています。また、ハンセン病を正しく理解していただくため、リーフレット、冊子の配布及び出張講義等の啓発事業を行っています。

(注)藤楓協会とは ハンセン病に関する正しい知識の啓発普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉増進を図るため活動しています。昭和27年に、それまでの(財)癩予防協会(昭和6年創設)が(財)藤楓協会に改組されました。平成15年に(財)藤楓協会は解散しましたが、福岡県では引き続き福岡県藤楓協会として活動しています。

今後も、ハンセン病の回復者の皆様の意見、要望をお聞きしながら、ハンセン病対策に取り組んでいくこととしています。

ハンセン病を 正しく理解しよう



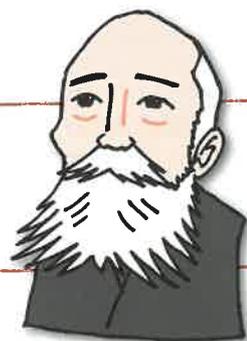
高校生
向け

福岡県

ハンセン病の症状と治療

ハンセン病は、らい菌による感染症の一種です。
遺伝病ではありません。

- らい菌は1873年(明治6年)、ノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師によって発見され、ハンセン病はこの発見者にちなみ名付けられました。
- 以前は同一の家族内で発病することが多く、遺伝病と考えられていました。



症状

ハンセン病は皮膚や末梢神経の病気で、外見上に①特徴的な変形が生じたり、熱さ、冷たさ、痛みなどの感覚が麻痺するため、火傷や傷が出来ても分からなかったりすることがあります。

- ①皮膚や末梢神経に障害がおき、顔や手足に見てハンセン病と分かる症状(変形や機能障害)が生じました。病気の進行に伴う外見上の変化等のために、古くから「業病、(天から罰せられた)天刑病」と言われ、偏見・差別の対象となりました。

感染力

②感染力は非常に弱く、入浴・飲食などの日常生活で感染することはありません。感染しても発病することはまれで、これまで療養所の医師や看護師などの職員にハンセン病になった人はいません。

- ③隔離政策により、強制的に療養所に隔離されたり、家が消毒されたりして、感染力が強い病気、怖い病気という偏見や誤解が広まりました。

治療法

④不治の病ではなく、現在では、いくつかの薬剤を併用する「多剤併用療法」等の適切な治療により完治し、早期に治療すれば、身体に障害を残すことはありません。

- ⑤有効な治療薬プロミンが開発されるまでは、発病すると病気が進行してしまい、不治の病と考えられていました。

治癒後

ハンセン病では、感染症としてのハンセン病が治癒した後であっても、外観からわかる顔面や手足の変形を残すことがあります。有効な治療法がなかった時代にハンセン病を発病した人の中には、重篤な後遺症を持つ人が少なからずいます。後遺症はあくまで病気が治癒した後に残った状態のものであることから、感染することはありません。

1 ハンセン病の患者・回復者には、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、社会から隔離される政策が取られてきました。

発病すれば、ハンセン病の療養所に入所させられ、社会の偏見の中で、肉親が亡くなっても帰ることができず、死亡後、自分の骨も帰ることができませんでした。

2 平成13年5月11日に熊本地裁は、「医学的知見などを総合すると、遅くとも1960年以降、隔離の必要性は失われ、らい予防法の違憲性は明白だった」として、国の全面的な責任を認め、総額18億円余の賠償を命じました。

平成13年5月23日に国が控訴断念を決定し、25日に判決が確定しました。

3 政府はハンセン病療養所入所者・退所者の皆さんに対し、長年にわたる国の隔離政策により人権を大きく制限・制約されたことや、偏見と差別の中で多大な苦痛・苦難を強いてきたことを謝罪しました。

隔離政策



- 明治40年の「癩予防ニ関スル件」制定から平成8年の「らい予防法」廃止まで、長年にわたり続けられてきました。また全国で、ハンセン病患者をなくそうとする、「無らい県運動」が官民一体となって行われました。
- らい菌の感染力は弱く、本来、危険な病気でなかったにもかかわらず、「らい予防法」で一度入所させられると、病気が治っても社会に戻れる人はほとんどいませんでした。
- 療養所長に懲戒検束権^(注1)が付与され、逃亡防止のため特別病室(重監房)の設置や園内通用券^(注2)の発行が行われた時もありました。
- 結婚をするための条件として、療養所の中で断種(子どもが生まれないうようにする手術)や人工妊娠中絶が行われたこともありました。

(注1)懲戒検束権:大正5年に定められ、療養所長に、7日以内常食量の2分の1までの減食、30日以内の監禁などの懲戒権が与えられました。

(注2)園内通用券:療養所では、入所者の逃亡を防止するため、お金の代わりにその療養所ですら通用しない券を発行しました。

4 ハンセン病の回復者の皆さんに対するいわれのない偏見や差別を解消するために、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行うことや、名誉回復及び福祉の増進に努めることとされました。

また、平成20年6月には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、療養所の土地、建物等を地域に開放できるようになり、平成24年には、菊池恵楓園と多磨全生園^{しょうえん}に保育園が開設されました。

ハンセン病療養所入所者・退所者が受けた苦しみ

ひのこうき
日野弘毅さんの手記(国の控訴断念を首相に要請した際)

昭和24年、16歳で入所して以来、ずっと療養所の中におります。

私にも愛する家族がありました。

昭和22年の夏、突然保健所のジープがやってきました。私を收容しに来たのです。母はきっぱりと断ってくれました。ところがジープは繰り返しやって来ました。昭和24年の春先、今度は白い予防着の医者がやってきて私を上半身裸にして診察したのです。

その日から私の家はすさまじい村八分にありました。18歳だった姉は婚約が破談になり、家を出なければならなくなりました。

小学生の弟は、声をかけてくれる友達さえいなくなりました。

弟がある日、学校から帰ってきて母の背中をこぶしでたたきながら「ばく病気でないよね。ば

く病気でないよね。」と泣き叫んだ姿を忘れることはできません。

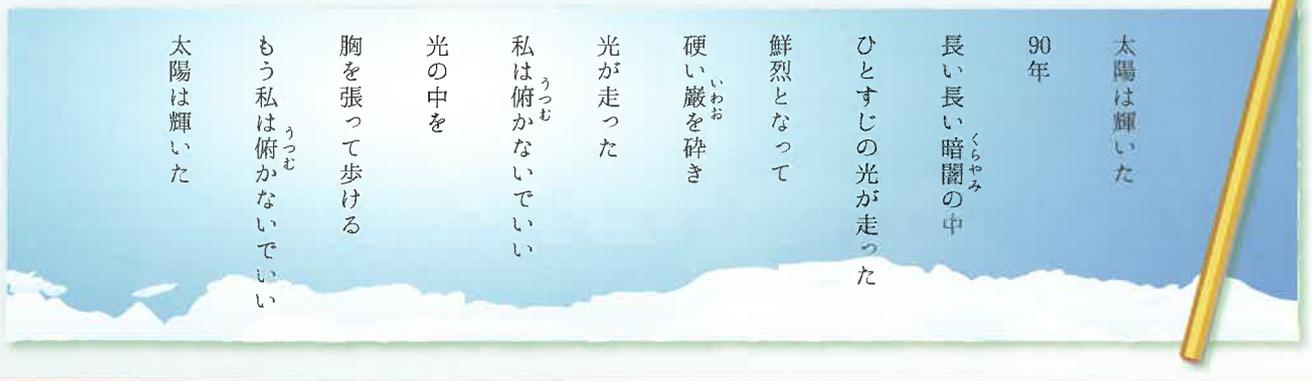
このまま家にいれば、みんながだめになると思い、自分から市役所に申し出て、入所しました。それなのに家族の災厄はやみませんでした。

それから20年あまり、母が苦勞の果てに亡くなったときも、見舞いに行くことも、葬儀に参列して母の骨を拾うことも、かないませんでした。

18歳の時、家を飛び出した姉は、生涯独身のまま、平成8年、らい予防法が廃止になった年の秋に自殺しました。姉の自殺は母の死以上に、私を打ちのめしました。

姉の思い。母の思い。いまだに配偶者に私のことを隠している弟、妹の思い。そのために私は訴訟に立ちました。

裁判の日、私は詩をつくりました。



ハンセン病に関するできごと

1873年 (明治6年)	1907年 (明治40年)	1931年 (昭和6年)	1943年 (昭和18年)	1947年 (昭和22年)	1953年 (昭和28年)	1960年 (昭和35年)	1996年 (平成8年)	1998年 (平成10年)	2001年 (平成13年) 5月11日	5月25日	6月7日	6月22日	2002年 (平成14年)	2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)	2008年 (平成20年)
ノルウエーのハンセンがらい菌を発見。	「癩予防二関スル件」制定。 放浪患者を隔離。	「癩予防法」制定。 隔離の対象となる患者の範囲が広まった。	アメリカで開発された特效薬「プロミン」の効果が発表される。	国内で特效薬「プロミン」の使用開始。	①「らい予防法」制定。	国連の世界保健機構(WHO)が 外来治療(在宅治療)を勧告する。	「らい予防法」廃止。	熊本、鹿児島両県のハンセン病療養所入所者 13人が、「らい予防法」により強制隔離され、 人権侵害を受けたとして、熊本地裁に賠償を 求めて提訴。	②「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で、熊本 地裁は原告勝訴の判決。国は控訴せず。	小泉首相が、ハンセン病問題の早期かつ全面的 解決に向けての③談話を発表。	衆議院で、続いて参議院で「ハンセン病問題に 関する決議」を採択。	④「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金 の支給等に関する法律」制定。	国立ハンセン病療養所等退所者給与金及び死没 者改葬費の制度創設。	国立ハンセン病療養所等非入所者給与金事業開始。	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の 支給等に関する法律の一部を改正する法律成立。	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定。

全国ハンセン病療養所(14カ所)

平成30年5月1日現在、全国で1,338名の方が、
ハンセン病の療養所で生活をしています。
入所されている方の平均年齢は、
約86歳と高齢になっています。

※()内は平成30年5月1日現在の入所者数
※神山復生病院は私立、その他は国立です。



福岡県での取り組み

福岡県では、ハンセン病に関する普及啓発等の事業を実施している福岡県藤楓協会^{とうふうきょうかい}(注)とともに、里帰り事業や見舞金品の支給、療養所訪問交流等を毎年実施しています。また、ハンセン病を正しく理解していただくため、リーフレット、冊子の配布及び出張講義等の啓発事業を行っています。

(注)藤楓協会とは ハンセン病に関する正しい知識の啓発普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉増進を図るため活動しています。昭和27年に、それまでの(財)瀬予防協会(昭和16年創設)が(財)藤楓協会に改組されました。平成15年に(財)藤楓協会は解散しましたが、福岡県では引き続き福岡県藤楓協会として活動しています。

今後も、ハンセン病の回復者の皆様の意見、要望をお聞きしながら、ハンセン病対策に取り組んでいくこととしています。

わたしたちにできること

学校や家庭でも話し合ってみませんか？

親や兄弟姉妹と
一緒に暮らすことができない――。
実名を名乗ることができない――。
結婚しても子どもを
産むことが許されない――。
一生療養所から出て
暮らすことができない――。
死んでもふるさとの墓に
埋葬してもらえない――。

こうした生活をハンセン病回復者のみなさんは
長い間、強いられてきました。あなたは想像できますか？

あやまった国の政策などによって、長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。
今まで間違えて伝えられてきた病気、そしてその実態が、ようやく正しく伝えられるようになりました。

ハンセン病について、正しい知識と理解を持つこと。
これが差別や偏見をなくす第一歩なのです。
このリーフレットをきっかけに、一人でも多くの人たちに
ハンセン病のことを正しく知ってほしいのです。

ハンセン病についてのお問い合わせ

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課

とうふうきょうかい
福岡県藤楓協会(がん感染症疾病対策課内)

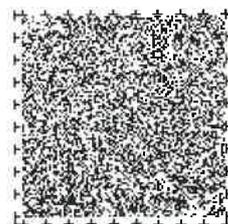
TEL.092-643-3317 FAX.092-643-3331

ウェブサイト

- 厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html>
- 法務省「ハンセン病への偏見や差別をなくしましょう」
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken80.html>
- 国立ハンセン病療養所(各療養所にリンクしています)
http://www1.mhlw.go.jp/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html
- 国立感染症研究所感染症情報センター「ハンセン病」
<http://idsc.nih.go.jp/disease/leprosy/index.html>
- 国立ハンセン病資料館
<http://www.hansen-dis.jp>
- 日弁連法務研究財団(ハンセン病事実検証調査事業)
http://www.jlf.or.jp/work/hansen_kaigi.shtml

ハンセン病を 正しく理解しよう

間違った知識や誤解はありませんか？



1 ハンセン病は治る病気です

ハンセン病は皮膚や末梢神経の病気で、外見上に特徴的な変化が生じたり、熱さ、冷たさ、痛みなどの感覚が麻痺するため、火傷や傷が出来ても分からなかったりすることがあります。

不治の病ではなく、現在では、いくつかの薬剤を併用する「多剤併用療法」等の適切な治療により完治し、早期に治療すれば、身体に障害を残すことはありません。

2 日常生活で感染することはありません

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。感染しても発病することはほぼありません。現在の日本の衛生状態や医療

状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

3 遺伝する病気ではありません

以前は患者が一家族内に現れることも多く、潜伏期間が数年と長いことなどから、遺伝病と誤解されることもありましたが、「らい菌」による感染症です。



ハンセン病は治る病気になったのに どうして療養所に収容されたままだったの？



ハンセン病患者の隔離政策は、「癩予防法」という法律のもとで進められました。昭和28年(1953年)、患者の反対を押し切ってこの法律を引き継ぐ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまり、ハンセン病患者は療養所に収容されると、一生そこから出ることが出来なかったのです。昭和21年にハンセン病の特

効薬「プロミン」が登場し、その後、新しい飲み薬タイプの治療薬が開発され、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていました。にもかかわらず、患者の強制収容が続けられたのです。昭和30年前後から徐々に規制が緩和され、病気が治って自主的に退所する人たちも出てきました。しかし彼らは療養所に入所する際に、社会や家族と断絶させられており、療養所の外では頼る人はなく、救いの手を差し伸べる人も、受け皿もなかったのです。そのような状況の中で、生活苦で体を壊したり、病気を再発させたりして、やむなく療養所に戻る人も少なくありませんでした。

ハンセン病の歴史

1873年(明治6年)	ハンセン(ノルウェー)がらい菌を発見
1907年(明治40年)	「癩予防二関スル件」公布
1929年(昭和4年)	「無らい県運動」始まる
1931年(昭和6年)	「癩予防法」公布
1943年(昭和18年)	米国でプロミンの治らい効果発表
1947年(昭和22年)	国内で治療薬プロミンの使用開始
1953年(昭和28年)	「らい予防法」公布
1954年(昭和29年)	らい予防法による患者家族への生活保護開始
1960年(昭和35年)	WHOが差別法の撤廃、外来治療を提唱
1988年(昭和63年)	邑久長島大橋開通
1995年(平成7年)	日本らい学会が、らい予防法の廃止を求める見解を発表
1996年(平成8年)	「らい予防法」廃止
2001年(平成13年)	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定 熊本地裁国家賠償請求訴訟判決(原告勝利)
2002年(平成14年)	国立ハンセン病療養所等退所者給与金及び死没者改葬費の制度創設
2005年(平成17年)	国立ハンセン病療養所等非入所者給与金事業開始
2006年(平成18年)	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律成立
2008年(平成20年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定

偏見・差別の助長

- ハンセン病は、中世では仏罰による「天刑病」^{てんけいびょう}、「業病」^{ごうびょう}、近世では遺伝病、近代においては隔離が必要な恐ろしい伝染病という様々な認識をもたれていました。
- 隔離政策により、強制的に療養所に隔離されたり、家が消毒されたりして、感染力が強い病気、怖い病気という偏見や誤解が広まりました。
- 有効な治療薬プロミンが開発されるまでは、発病すると病気が進行してしまい、不治の病と考えられていました。



ハンセン病療養所入所者・退所者が受けた苦しみ

ひのこうま
日野弘毅さんの手記(国の控訴断念を首相に要請した際)

昭和24年、16歳で入所して以来、ずっと療養所の中におります。

私にも愛する家族がありました。

昭和22年の夏、突然保健所のジープがやってきました。私を收容しに来たのです。母はきっぱりと断ってくれました。ところがジープは繰り返しやって来ました。昭和24年の春先、今度は白い予防着の医者がやってきて私を上半身裸にして診察したのです。

その日から私の家はすさまじい村八分にありました。18歳だった姉は婚約が破談になり、家を出なければならなくなりました。

小学生の弟は、声をかけてくれる友達さえいなくなりました。

弟がある日、学校から帰ってきて母の背中をこぶしてたたきながら「ぼく病気でないよね。ぼく病気でないよね。」と泣き叫んだ姿を忘れることはできません。

このまま家にいれば、みんながだめになると思い、自分から市役所に申し出て、入所しました。それなのに家族の災厄はやみませんでした。

それから20年あまり、母が苦勞の果てに亡くなったときも、見舞いに行くことも、葬儀に参列して母の骨を拾うことも、かないませんでした。

18歳の時、家を飛び出した姉は、生涯独身のまま、平成8年、らい予防法が廃止になった年の秋に自殺しました。姉の自殺は母の死以上に、私を打ちのめしました。

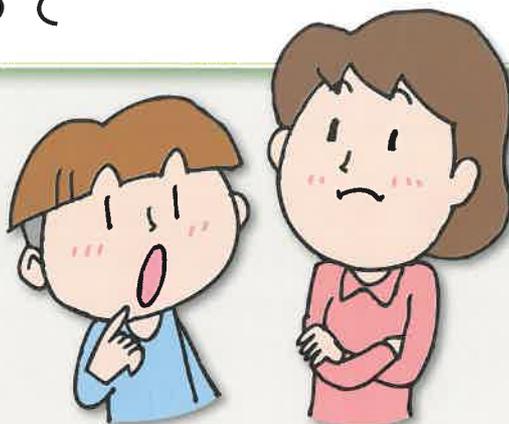
姉の思い。母の思い。いまだに配偶者に私のことを隠している弟、妹の思い。そのために私は訴訟に立ちました。

裁判の日、私は詩をつくりました。

太陽は輝いた
90年
長い長い暗闇の中
ひとすじの光が走った
鮮烈となつて
硬い巖を砕き
光が走った
私は俯かないでいい
光の中を
胸を張って歩ける
もう私は俯かないでいい
太陽は輝いた

ハンセン病の隔離政策が終わったのは つい最近のことなんだって

「らい予防法」は平成8年(1996年)によく廃止されました。平成10年(1998年)には入所者らによって熊本地裁に国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起されました。続いて東京、岡山でも提訴が行われました。平成13年(2001年)、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国はハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れ、控訴をしませんでした。その後、国は入所者たちにおわびし、新たに補償を行う法律を作り、



入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組んでいます。

厚生労働省「ハンセン病の向こう側」より抜粋

家族と一緒にハンセン病について話し合ってみませんか？

偏見や差別をなくし、入所者、社会復帰者等の人権が尊重される社会を実現するには、私たち一人ひとりがハンセン病問題を正しく理解する必要があります。



社会復帰を支援してください。

- どんな病気であっても、病気にかかることによって、その人の人権が損なわれることがあってはなりません。
- 隔離政策が90年近くも続いたため、入所者の方々は社会生活が困難となっています。
- ハンセン病の回復者の皆さんの中には、自分の故郷に帰ることを希望されている方もおられます。しかし、地域での偏見や差別が根強く残っている所もあり、社会復帰はむずかしいのが現実です。
- ハンセン病の回復者の皆さんに、充実した日々をすごしていただくためには、私たち一人ひとりが過去の反省にたって、ハンセン病について真摯に考える必要があります。

わたしたちができること

学校や家庭でも話し合ってみませんか？

親や兄弟姉妹と
一緒に暮らすことができない！。

実名を名乗ることができない！。

結婚しても子どもを
産むことが許されない！。

一生療養所から出て
暮らすことができない！。

死んでもふるさとの墓に
埋葬してもらえない！。

こうした生活をハンセン病回復者のみなさんは 長い間、強いられてきました。あなたは想像できますか？

あやまった国の政策などによって、長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。
今まで間違えて伝えられてきた病気、そしてその実態が、ようやく正しく伝えられるようになりました。

ハンセン病について、正しい知識と理解を持つこと。
これが差別や偏見をなくす第一歩なのです。
このリーフレットをきっかけに、一人でも多くの人たちに
ハンセン病のことを正しく知ってほしいのです。

福岡県での取り組み

福岡県では、ハンセン病に関する普及啓発等の事業を実施している福岡県藤楓協会^{とうふうきょうかい}（注）とともに、里帰り事業や見舞金品の支給、療養所訪問交流等を毎年実施しています。また、ハンセン病を正しく理解していただくため、リーフレット、冊子の配布及び出張講義等の啓発事業を行っています。今後も、ハンセン病の回復者の皆様の意見、要望をお聞きしながら、ハンセン病対策に取り組んでいくこととしています。

（注）藤楓協会とは ハンセン病に関する正しい知識の啓発普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉増進を図るため活動しています。昭和27年に、それまでの（財）瀬予防協会（昭和6年創設）が（財）藤楓協会に改組されました。平成15年に（財）藤楓協会は解散しましたが、福岡県では引き続き福岡県藤楓協会として活動しています。



ハンセン病について正しい知識を持ち 差別や偏見のない社会を作ろう!!



平成30年5月1日現在、
全国で1,338名の方が、
ハンセン病の療養所で生活をしています。
入所されている方の平均年齢は、
約86歳と高齢になっています。

※()内は平成30年5月1日現在の入所者数
※神山復生病院は私立、その他は国立です。



ハンセン病についてのお問い合わせ

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課

福岡県藤楓協会(がん感染症疾病対策課内)

TEL.092-643-3317 FAX.092-643-3331

ウェブサイト

- 厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html>
- 国立感染症研究所感染症情報センター「ハンセン病」
<http://idsc.nih.go.jp/disease/leprosy/index.html>
- 法務省「ハンセン病への偏見や差別をなくしましょう」
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken80.html>
- 国立ハンセン病資料館
<http://www.hansen-dis.jp>
- 国立ハンセン病療養所(各療養所にリンクしています)
http://www1.mhlw.go.jp/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html
- 日弁連法務研究財団(ハンセン病事実検証調査事業)
http://www.jlf.or.jp/work/hansen_kaigi.shtml